

第2章

監査人は何に着目したのか 英国企業における 気候変動関連のKAM事例

【この章のエッセンス】

●気候変動の影響を考慮した監査を実施したことを示すために、KAM以外に、監査報告書において気候変動に関する記載区分を任意に設ける工夫がみられた。

●気候変動をKAMとして取り上げた事例では、そのリスクとして、耐用年数、将来キャッシュ・フロー、その他の記載内容との整合性が挙げられていた。また、監査上の対応として、気候変動の専門家の利用や感応度分析の実施、利用可能な外部のデータが特徴的であった。

監査報告書における 気候変動の記載区分

(1) KAM以外の対応の必要性

機関投資家の監査人に対する期待とは、気候変動の影響を考慮した財務諸表監査の実施である。そこで求められているのは、情報提供機能の充実ではなく、保証業務への反映である。つまり、結果的にKAMとして気候変動が報告されることはあつたとしても、気候変動についてKAMとすることを求めるものではない。

監査人は、気候変動の影響をKAMとして取り扱う場合、当該KAMの記載をもって保証業務への反映を説明できる。現状の監査報告書の様

式を超えることなく機関投資家の期待に応えた監査を示すことができるため、KAMによる報告が最も容易な手段といえる。

しかしながら、企業が置かれた状況によっては、気候変動の影響がKAMとして報告されない場合もある。そもそも財務諸表に大きな影響を及ぼさない場合や、影響を及ぼす場合であっても報告年度における相対的な重要性の観点からKAMとして報告しない場合などが考えられるためである。よって、監査報告書上で機関投資家の期待に応えた監査を示すためには、KAM以外の箇所

で説明する必要性に迫られる。

ここで、英国の監査人は、監査報告書において、KAMとは別の箇所

で、気候変動に関する区分を任意に設ける工夫を行っている。次頁図表

3に示したように事例は少ないものの、こうした区分を新たに追加してまでも、気候変動の影響を考慮した監査を実施した旨を説明している点に注目したい。裏返せば、監査人は、そこまで踏み込んだ記載をしなれば、機関投資家の期待には応えられないと判断したものと推察される。また、企業にとつては、そのような記載が可能となるほどの監査対応が必要になることも意味している。

(2) 気候変動に関する記載区分

監査報告書に気候変動に関する記載区分は任意記載ではあるものの、その内容に共通点がみられる。それは、リスク評価手続、いわゆる監査計画の段階から気候変動の影響を考慮したことを説明している点である。リスクアプローチの監査では、重要な虚偽表示リスクを識別したうえで、それに対応する手続が実施される。そのため、気候変動の影響を踏まえて重要な虚偽表示リスクを識別したかどうか、機関投資家の期待に応えた監査のファースト・ステップとなる。

よって、当該区分では、まず、気候変動が財務上の影響を与えるかどうかの検討について説明されてい